令和４年９月 20 日

郡市区等医師会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル）の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について」の周知について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオカプセル 200mg。以下「本剤」という）については、薬価収載され、薬価収載品としての本剤の一般流通が９月 16 日より開始されています。

本通知は、今般、厚生労働省老健局より、今後の本剤の介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設での活用等に係る留意点について、都道府県等介護保険担当主管部局に事務連絡が発出されことの連絡です。

当該事務連絡では、下記の留意点が示されております。

〇別添１事務連絡（①でご案内）のとおり、「ラゲブリオ登録センター」を通じた現在の方法による、国が購入した本剤の配分については、９月 15 日（木）15 時までに配分依頼がされた分の配送をもって終了したため、９月 16 日以降は、通常の医薬品と同様、卸売販売業者を通じての購入となること。

〇９月 16 日以降の介護老人保健施設等の入所者への本剤の投与については、引き続き、医療機関の往診等により対応いただくことが可能。

・一般流通品を介護老人保健施設等の入所者に投与した場合の本剤に係る薬剤費については、別添２事務連絡（本会からは②でご案内）のとおり、保険医療機関が投与し当該事務連絡が適用となる場合に、当該保険医療機関において診療報酬にて算定可能。その際の自己負担分については公費負担の対象となる。

・介護老人保健施設等が卸売販売業者から購入して対応いただくことも可能であるが、保険医療機関ではない介護老人保健施設等が購入して投与する場合は、通常の医薬品と同様、診療報酬による算定はできない。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

〇「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル）の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について 」の周知について
（令 4.9.14 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡）

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療２課(西井・吉田・澤野)
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737